

# 「福岡市狭あい道路拡幅整備要綱」

住宅都市みどり局 建築指導部 建築調整課

(令和7年4月1日改正版)

(目的)

第1条 この要綱は、市民の理解と協力のもと、狭あい道路の拡幅整備を促進することにより、安全で良好な市街地の形成と生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 次に掲げる市道のうち現況幅員4メートル未満のものをいう。
  - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により指定されたもの
  - イ 法第42条第1項第5号の規定により指定を受けたもの
  - ウ 法第43条第2項第2号の規定により許可の対象となるもの
  - エ その他、周辺の道路の状況からみて、市長が拡幅の必要があると認めるもの
- (2) 建築主 狭あい道路に接する土地に建築物を建築しようとする者をいう。
- (3) 土地の所有者等 土地の所有権、地上権又は賃借権を有する者をいう。
- (4) 敷地後退線 次に掲げるものをいう。
  - ア 法第42条第2項の規定により指定された道路 法第42条第2項の規定により、道路の境界線とみなされる線
  - イ 法第42条第1項第5号の規定により指定を受けた道路 指定を受けた道路の境界線
  - ウ その他の狭あい道路 法第42条第2項の規定を準用して道路の境界線とみなされる線
- (5) 後退用地 敷地後退線と狭あい道路とに挟まれた土地をいう。
- (6) 後退協力用地 法第42条第1項又は第2項に規定する道路との接道により法第43条第1項の規定に適合し、かつ、第1号ウに規定する狭あい道路にも接している建築物の敷地の、第1号ウに規定する狭あい道路に係る後退用地をいう。
- (7) 工作物 後退用地等(後退用地及び後退協力用地をいう。以下、同じ。)にある門、塀、フェンス、看板又は擁壁その他これらに類するものをいう。
- (8) 支障物件 工作物及び後退用地等にある立木で、狭あい道路の整備工事の支障となるものをいう。
- (9) 支障物件の撤去等 後退用地等にある工作物の撤去、撤去・新設若しくは移設又は立木の伐採若しくは移植をいう。
- (10) 整備工事 後退用地等をそれに接している狭あい道路と同等の整備を行うための工事をいう。

(事前協議)

第3条 後退用地の寄付等の意思がある建築主等(建築主又は土地の所有者等をいう。以下同じ。)

は、事前協議申出書(様式第1号)を市長に提出して、後退用地等について協議(以下「事前協議」という。)を行うものとする。

- 2 市長は、事前協議申出書が提出されたときは、後退用地等の整備及び管理について建築主等と協議する。
- 3 市長は、事前協議申出書を提出する建築主等に対して、後退用地等の整備が複数年に跨ることがあることについて、理解を得られるよう努めるものとする。
- 4 建築主等は、事前協議申出書を提出するにあたって、補助金がある場合は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)が明らかな場合には、申出しなければならない。ただし、申出時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(敷地後退線の明示)

第4条 市長は、必要により狭あい道路の中心線及び敷地後退線の位置を明らかにするための措置を講じるものとする。

(支障物件の確認等)

第5条 市長及び建築主等は、事前協議の成立に必要な支障物件の確認及び整備工事に関する確認を行うものとする。

(事前協議確認書)

第6条 建築主等がこの要綱の内容を十分に理解した上で、事前協議が成立したときは、市長及び建築主等は、事前協議確認書(様式第2号)を取り交わすものとする。

2 前項の場合において、後退用地等を市に寄付する意思を有する建築主等は寄付の意思を、市長が定める基準に従い当該後退用地等を自主的に管理することの同意(以下「自主管理同意」という。)をする建築主等は自主管理同意の意思を、事前協議確認書において表示するものとする。

3 市が何らかの理由により後退用地等の寄付を受けることができないことが判明したときは、市長及び建築主等は、自主管理同意することについて協議し、事前協議変更確認書(様式第3号)を取り交わすものとする。

4 建築主等は事前協議確認書に定めがない事項で疑義が生じた場合又は何らかの事由により後退用地等の整備を中止しようとするときは、市長に対し、再協議の申し出を行うことができるものとする。

(市が行う整備工事)

第7条 寄付のときは、市長が後退用地等の整備工事を行うものとする。

2 市長及び建築主等は、整備工事の時期について協議するものとする。

3 建築主等は、整備工事を受けるときは、整備承諾書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(建築主等が行う整備工事)

第8条 自主管理同意のときは、建築主等が後退用地等の整備工事を行うものとする。

2 建築主等は、前項の規定による後退用地等の整備工事が完了したときは、市長に自主整備完了届(様式第5号)を提出するものとする。

(分筆及び登記)

第9条 建築主等は、市が後退用地等の寄付を受けることができる要件を満たしたときは、寄付申請書(様式第6号)、登記原因証明情報兼承諾書(様式第7号)及び承諾書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の提出があったときは、後退用地等について分筆及び所有権移転登記を行うものとする。

(後退表示板の設置)

第10条 市長又は建築主等は、第7条第1項又は第8条第1項の規定による整備工事が完了したときは、後退用地等内に本事業に協力したことを示す表示板を設置するものとする。

(後退用地等の管理)

第11条 寄付による後退用地等は、市長が管理するものとする。

2 自主管理同意による後退用地等は、建築主等が市長の定める基準に従い、公共の用に供する道路として管理するものとする。

(後退用地等の非課税等措置)

第12条 前条第1項に規定する後退用地等に係る固定資産税及び都市計画税については、土地所有者より提出される減免申請書(様式第9号)に基づき、所有権移転日又は市長が定める使用開始日以後に到来する当該年度の納期分より減免するものとする。なお、土地の所有権移転日又は市長が定める使用開始日が1月1日(賦課期日)から3月31日(次年度の前日)の場合は、次年度分について減免する。

2 前条第2項に規定する後退用地等の固定資産税及び都市計画税は、当該後退用地を道路として管理開始した日の属する年の翌年から非課税とする。

(助成金及び奨励金)

第13条 市長は、寄付による支障物件の撤去等又は自主管理同意による整備工事について、次の各号のいずれかに該当するときは、その費用の全部又は一部を助成金として交付することができる。ただし、建築主等は、次の(1)寄付に掲げるイ又はウについて、工作物又は擁壁の新設に要する費用の助成金の交付を受けるときは、緑化に努めるものとする。

(1) 寄付

ア 工作物の移設及び立木の移植に要する費用

イ アの工作物の状況により移設が困難なときは、同等の撤去・新設に要する費用又は撤去に要する費用

ウ 工作物のうち擁壁は、同等の撤去・新設に要する費用

エ アの立木の状況により移植が困難なときは、伐採に要する費用

オ 後退用地内に埋設されている水道管、ガス管、排水管等について移設の必要があるときはそれに要する費用

(2) 自主管理同意

ア 整備工事に要する費用

2 市長は、後退協力用地の寄付のときは、建築主等に対して奨励金として交付することができる。

(助成額)

第14条 助成金の額は、前条第1項の各号に応じて次表の右欄に定めるとおりとする。

行為の種別	助成対象	助成額
寄付	ア 工作物の移設及び立木の移植	算定した額の全額
	イ 擁壁を除く工作物で、アの移設が困難なときは、同等の撤去・新設又は撤去	算定した額の全額
	ウ 工作物のうち擁壁は、同等の撤去・新設	算定した額の全額
	エ アの移植が困難な立木の伐採	算定した額の全額
	オ 水道管、ガス管、排水管等の移設	算定した額の全額
自主管理同意	整備工事	算定した額の全額

2 助成限度額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 擁壁を除く工作物の新設に要する費用の助成金の額の合計は、2,000,000円を限度とする。

(2) 擁壁の撤去・新設に要する費用の助成金の額は、2,000,000円を限度とする。

(3) 事前協議確認書締結時に工作物の新設を行うとしていて設置しなかった場合、新設した工作物が後退用地内に存在する場合は、当該部分の新設費に対する助成は行わない。

3 前条第2項に規定する奨励金の額は、40,000円/m<sup>2</sup>により算出した額とする。

(補助金の交付手続)

第15条 第13条の助成金及び奨励金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付を申請することができる。

2 補助対象者は、公募により募集する。

3 補助対象者が、補助金の交付を申請しようとするときは、次の各号に定める日から補助金交付申請書(様式第10号)を市長に提出することができる。

(1) 寄付 第9条第1項に定める寄付申請書及び承諾書を提出した日

(2) 自主管理同意 第8条第2項に定める自主整備完了届を提出した日

4 市長は、前項により提出された補助金交付申請書について、適正な申請と認めたときは、補助金交付の決定を行うものとする。

5 市長は、補助金交付を決定したときは、申請者に対して補助金交付決定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

6 補助対象者は、補助金交付申請書を市長に提出するにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

7 補助対象者は、補助金交付申請書を市長に提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第13号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(暴力団の排除)

第15条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助金交付の対象としない。

(1) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。第3号において「暴排条例」という。)第2条2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金交付対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、補助金交付対象からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助金交付対象者に対し当該申請者又は当該補助金交付対象者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の請求)

第16条 補助金交付の決定を受けた者は、補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(返還命令)

第18条 偽りその他不正の手段により、整備工事及び前条の補助金を受けたものがあるときは、市長は、当該拡幅整備に要した費用に相当する金額又は当該補助金の全部若しくは一部を、その者から返還させることができる。

(原因者の費用負担)

第19条 市長は、建築主等の責めに帰すべき事由により、後退用地等の整備を中止したときは、当該建築主等に対し、中止に至るまでに市が当該拡幅整備に要した費用に相当する金額を負担させることができる。

(適用除外)

第20条 この要綱の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する許可を受けて開発行為を行う場合
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業を施行する場合
- (3) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社等の公的機関が行う事業による場合
- (4) 分譲、賃貸住宅等営利を目的とする建築物を建築する場合
- (5) 法人申請で行われる事業。ただし、上記事業を実施しない法人のうち、下記の場合を除く。
  - ・ 中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に定められている事業を行うもの
  - ・ 後退用地の位置が高い公益性を有し、本市が必要と認める場合
- (6) 原則として後退用地の幅員・延長が狭小である場合や、後退用地の位置等その他の事由により整備工事に適さない場合
- (7) 市長が、この要綱の適用が不相当と認める場合

(特別の場合の措置)

第21条 この要綱の運用について必要な事項は、別に住宅都市局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のこの要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に事前協議申出書の提出があったものについて適用し、同日前に事前協議申出書の提出があったものについては、なお、従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

(期間)

- 1 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。

改正履歴

H17. 4. 1	「福岡市狭あい道路拡幅整要綱」策定
H18. 1. 1	1. 後退用地の非課税規定を追加 2. 補助金交付申請に市税滞納者規定を追加 3. 協議確認書締結後中止への費用負担規程を追加 4. 要綱に運用基準を位置付け（運用基準の策定）
H25. 1. 1	1. 公募によることを明記 2. 市税滞納規定を削除
H26. 3. 3	1. 要綱終期（H29. 3. 31 迄）を附則
H27. 6. 1	1. 暴力団排除規定を追加
H29. 4. 1	1. 要綱終期（H33. 3. 31 迄）を附則
H31. 4. 1	1. 所用の改正
R1. 10. 1	1. 所要の改正
R2. 4. 1	1. 所要の改正
R2. 10. 1	1. 所要の改正
R3. 4. 1	1. 要綱終期（R7. 3. 31 迄）を附則 2. 無償使用承諾を削除 3. 助成限度額の改正 4. 適用除外の改正 5. 所要の改正
R6. 4. 1	1. 助成金の交付要件を追加 2. 助成額の改正 3. 助成限度額の改正 4. 消費税等仕入控除税額の留意事項を追加
R7. 4. 1	1. 要綱終期（R11. 3. 31 迄）を附則 2. 所要の改正

狭あい道路拡幅整備事前協議申出書

令和 年 月 日

(あて先)  
福岡市長  
(住宅都市みどり局建築指導部建築調整課)

申請者住所  
氏名  
電話 ( )  
代理人住所  
氏名  
電話 ( )

福岡市狭あい道路拡幅整備要綱第3条第1項の規定に基づき、下記の土地における後退用地等について協議しますので、あらかじめ申し出ます。

協議する土地の地名地番	福岡市 区 丁目 番
住居表示	福岡市 区 丁目 番 号
前面道路の種別	1. 2項道路 2. その他 ( )

提出資料	1. 付近見取り図	住宅地図を複写したものに、敷地位置及び対象道路を明示したもの
	2. 現況図	方位、対象道路の現況幅員、後退用地等の現況及び門・塀並びに建築物の位置を記入したもの
	3. 公図(写)	方位、当該敷地の所有者氏名、地目及び地積を記入したもの
	4. 道路等に係る境界確認書又は地積図の写し	5. その他

※以下は、記入しないでください。

受付年月日	受付番号	受付者氏名
令和 年 月 日		

課長	拡幅推進係長	担当者

備考	事業の区分 寄付・自主管理
----	------------------



	項目	種別	規格・数量等
	支障物件 (寄付の場合のみ記入)		
立木		高木 生け垣 等	
埋設物			
メーター類等			
自主管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ アスファルト舗装 (・ 縁石有り      ・ 縁石なし)</li><li>・ コンクリート舗装 (・ 縁石有り      ・ 縁石なし)</li></ul> <p>※該当項目を○で囲むこと</p>		
※添付書類 (申出書に添付した書類と合わせて)			受付番号
<input type="checkbox"/> 付近見取り図 <input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 配置計画図 <input type="checkbox"/> 公図 (写)			No.
<input type="checkbox"/> 土地登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 道路等に係る境界確認書又は地積図の写			



整 備 承 諾 書

令和 年 月 日

（あて先）

福 岡 市 長

（住宅都市みどり局建築指導部建築調整課）

申請者 住 所  
氏 名  
電 話 ( )  
土地所有者 住 所  
氏 名  
電 話 ( )

下記の土地を、福岡市狭あい道路拡幅整備要綱第7条第3項の規定に基づき、道路として整備することを承諾します。

記

1. 後退用地等 地名地番 福岡市 区 丁目 番地  
住居表示 福岡市 区 丁目 番 号

受付番号

No.

自主整備完了届

令和 年 月 日

(あて先)

福岡市長  
(住宅都市みどり局建築指導部建築調整課)

申請者 住所  
氏名  
電話 ( )

土地所有者 住所  
氏名  
電話 ( )

福岡市狭あい道路拡幅整備要綱第8条第2項の規定に基づき、整備工事が完了しましたので、完了写真を添えて完了届を届け出ます。

記

1. 後退用地等 地名地番 福岡市 区 丁目 番地  
住居表示 福岡市 区 丁目 番 号
2. 整備工事完了写真撮影日 ( 年 月 日)

受付番号

No.



印

様式第7号（第9条第1項関係）

### 登記原因証明情報兼承諾書

私は、下記の土地を令和 年 月 日福岡市に市道路用地として寄付しました。

よって、下記不動産の所有権は、同日私から福岡市に移転しました。

つきましては、いつ所有権移転の嘱託登記をされても異議ありませんので、不動産登記法第116条第1項の規定により承諾いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

福 岡 市 長 様

不動産の表示

所在地	地 番	地 目	地積	摘要
			m <sup>2</sup>	
福岡市 区	番			

様式第8号（第9条第1項関係）

## 承諾書（権利消滅）

私は、下記1表示の土地に関し、下記2の権利を有するところ、当該土地を別紙地積測量図のとおり（ ）、（ ）、の部分に分割し、分割した（ ）部分  $m^2$ については、下記2の権利の消滅を不動産登記法第40条の規定により承諾します。

### 1. 土地の表示

所在 福岡市 区  
地番 番  
地目  
地積  $m^2$

### 2. 権利の表示

受付年月日	受付番号	順位番号 (乙区)	権利の種類
年 月 日	第 号	第 番	
以下余白			

令和 年 月 日

住 所  
債権者  
氏 名

印

福岡市長 様

様式第8号（第9条第1項関係）

## 登記原因証明情報兼承諾書

下記1表示の土地に設定された下記2の権利については、令和 年 月 日放棄しました。

上記登記原因のとおり相違ありません。

つきましては、放棄を登記原因として、いつ権利の抹消登記嘱託をされても異議ありませんので、不動産登記法第116条第1項の規定により承諾します。

### 1. 土地の表示

所在 福岡市 区  
地番 番  
地目  
地積 m<sup>2</sup>

### 2. 権利の表示

受付年月日	受付番号	順位番号 (乙区)	権利の種類
年 月 日	第 号	第 番	
以下余白			

令和 年 月 日

住 所  
債権者  
氏 名

印

福 岡 市 長

様

様式第9号(第12条第1項関係)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             受付印           </div>	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">令和</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">年度 固定資産税 都市計画税 減免申請書</p>	<p style="margin: 0;">(あて先) 福岡市</p> <p style="margin: 0;">区長</p> <p style="margin: 0;">令和 年 月 日</p>									
住所(所在地) _____											
氏名(名称) _____											
TEL (      -      -      )											
納 税 義 務 者	住所(所在地)	納 付 番 号									
	氏名(名称)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>									
	年 税 額	円									
物 件 の 表 示	種 類	所 在 地	地目又は家屋番号	地積又は床面積							
	土・家・償										
	土・家・償										
	土・家・償										
	土・家・償										
	土・家・償										
申 請 の 理 由											
			添付書類 裏面								

(注) 申請書は納期限前3日までに提出してください。

なお、償却資産の減免申請については、償却資産申告書、種類別明細書の写しを添付してください。

添付書類 (添付したものに○印をつけてください)

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1. 副申書       | 11. 定款又は寄付行為書 |
| 2. 罹災証明      | 12. 収支決算書     |
| 3. 生活保護証明    | 13. 償却資産申告書   |
| 4. 使用賃借契約書   | 14. 種類別明細書    |
| 5. 売買契約書     | 15. その他 ( )   |
| 6. 登記済証      |               |
| 7. 物納財産収納済証書 |               |
| 8. 許認可書      |               |
| 9. 使用内訳書     |               |
| 10. 平面図      |               |

令和 年度 固定資産税 減免認定伺  
都市計画税

次のとおり減免について認定してよろしいか

出 議	・	・	課		係		出 議 者
認 定	・	・	長		長		
適用条項	福岡市市税条例第51条第 項 (減免基準第 項第 号)						
調 査 事 項							
	調査年月日		調査者		(印)		

令和 年 月 日

(あて先)

福岡市長  
(住宅都市みどり局建築指導部建築調整課)

申請者 住所  
氏名  
電話 ( )

### 補助金交付申請書

福岡市狭あい道路拡幅整備要綱第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

#### 記

1. 後退用地等 地名地番 福岡市 区 丁目 番地  
住居表示 福岡市 区 丁目 番 号

#### 2. 申請内容

	項目		規格・数量等
		種目	
・寄付			
助成金 (支障物件等)			
奨励金	・後退協力用地		m <sup>2</sup>
・自主管理 助成金			m <sup>2</sup>

受付番号

第 号

様

福岡市長 印  
(住宅都市みどり局建築指導部建築調整課)

## 補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付をもって申請のあった補助金について、次のとおり交付することに決定したので、福岡市狭あい道路拡幅整備要綱第15条第5項の規定に基づき、通知します。

1. 後退用地等 地名地番 福岡市 区 丁目 番地  
住居表示 福岡市 区 丁目 番 号

### 2. 補助金の交付決定額

・助成金交付決定額 円

・奨励金交付決定額 円

計 円

### 3. 補助金の交付予定時期

令和 年 月

# 請求書

金額																				
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

（金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入してください。）

件名

口座振込を希望します。

（本市に2つ以上口座を登録されている方等は、以下に振込を希望する口座をご記入ください。）

金融機関名	銀行												本店 支店
預金種別	普通・当座				口座番号								
口座名義 (カナ)													

（記入する口座は請求者名義のものに限ります。また、口座名義等の記入にあたっては、必ず預金通帳を確認のうえ、記載のとおり正確に記入してください。）

現金受領を希望します。

隔地払（外国送金等）を希望します。

上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

住所

氏名

（あて先）福岡市（区）長

（福岡市）

連絡先電話番号

※法人等の場合  
担当者 部署・氏名

- (注) 1 金額と口座番号は、右づめで記入してください。  
 なお、ゆうちょ銀行への振込を希望される場合は、振込用の口座番号を記入してください。  
 2 請求書の金額は、訂正できません。

令和 年 月 日

（あて先）

福岡市長

（住宅都市みどり局建築指導部建築調整課）

申請者 住所  
氏名  
電話 ( )

### 消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付建調第 号の補助金交付の決定があった補助金について、下記とおり報告する。

#### 記

1 補助事業の名称

令和 年度福岡市狭あい道路拡幅整備事業

2 補助金の交付決定額（第15条第5項）

円

3 補助金の交付決定額における消費税等仕入控除税額（第15条第6項）

円

4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額（第15条第7項）

円

5 補助金返還相当額（上記4から3の額を差し引いた額）

円

6 添付書類

4の金額の積算の内訳書 等